

3月定例会が24日間の会期で開催

開会 2月27日～閉会 3月22日

本定例会において、人事案件2件、予算案件25件、財産の取得の変更1件、財産の処分の変更1件、条例の制定1件、条例の廃止2件、条例の改正20件、指定管理者の指定5件、損害賠償の額の決定1件、広報広聴特別委員会の設置が上程され、原案通り可決しました。また、午後からは議会役員の改選が行われました。

また、一般質問には10人が登壇し市政を質しました。

3月定例会に提出された、予算・条例・報告等の概要は次のとおりです。

◆ 予算関係

平成28年度

一般会計補正予算

8531万円の増額

特別会計補正予算

● 国民健康保険特別会計

4606万円の増額

● 介護保険特別会計

3660万円の減額

● 公共下水道事業特別会計

2540万円の減額

● 情報施設特別会計

1349万円の増額
など

平成29年度

一般会計総額

172億4000万円

特別会計総額

88億3300万円

企業会計総額

27億6496万円

予算専決処分の承認2件

計2億6000万円の増額

● いずれも市道除雪委託料が不足することによる増額。

◆ 人事案件

○ 飛騨市教育委員会委員

古川町 田口 力三氏

任期満了による任命(再任)

○ 飛騨市監査委員(議会選出)

洞口 和彦議員

◆ 財産の取得・処分の変更

○ 財産の取得の変更について

(繁殖牛舎)

○ 財産の処分の変更について

(繁殖牛舎)

● 堆肥舎面積の縮小及び取得金額の減額による。

◆ 条例関係

制定1件

○ 飛騨市総合政策審議会設置

条例について

● 市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について調査審議する審議会を設置するため。

廃止2件

○ 飛騨市地域審議会の設置に

関する条例を廃止する条例について

● 設置期間が経過したことに伴う廃止。

○ 平成11年9月豪雨災害対策

緊急特別措置に関する条例

を廃止する条例について

● 補助対象事業の補助期間満了に伴い廃止するもの。

改正20件

○ 飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する

条例について

● 内部組織の再編に伴い関係条例を整理するもの。

○ 飛騨市行政区等設置条例の

一部を改正する条例について

● 行政区の再編に伴う改正。

○ 飛騨市一般職の任期付職員

の採用等に関する条例の一部

を改正する条例について

● 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正に伴う改正。

○ 飛騨市積立基金条例の一部

を改正する条例について

● 飛騨市清掃施設整備事業基金の新規設置に伴う改正。

○ 飛騨市長期継続契約とする

ことができる契約を定める条例の一部を改正する条例について

● 医療関係の機器及びシステムの保守管理業務委託及び借入れに関する契約を長期継続契約が出来るようにするため。

○ 飛騨市税条例等の一部を改正する条例について

● 地方税法等の改正に伴う改正。

○ 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

● 総合政策審議会の設置に伴う改正。

○ 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

● 規則改正により、条例中の当該規則に相当する部分を新規則に置き換えるもの。

○ 飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について

● 市外在住の身体障害者等の使用料を市内在住障害者等と同額とし、社会福祉の充実を図るもの。

○飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について

・家族介護者を在宅介護の重要な担い手と捉え、「家族介護応援手当」と改称し、手当を支給することにより在宅介護の継続を図り、更に二人以上を介護または育児する介護者への応援金を加算するための改正。

○飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

・地方税法の改正による国民健康保険法の一部改正に伴い国民健康保険料の算定方法を改正するもの。

○飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

・介護保険法施行令の改正に伴う保険料段階判定に係る合計所得金額の見直しを行うための改正。

○飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について

・男性不妊治療を特定不妊治療の対象とするための改正。
○飛騨市指定地域密着型サー

ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・地域密着型通所介護の運営基準等を新たに定めるとともに、現行独自基準の見直しを行うための改正。

○飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

・市独自基準の一部見直しによる改正。

○飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

・公民館施設の使用実態に合わせた使用料設定の見直し等に伴う改正。

○飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について

・飛騨市山田生涯学習館の廃止に伴う改正。

○飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例につい

て

・飛騨市スポーツ施設の休場期間及び使用時間の見直し等に伴う改正。

○古川国府給食センター利用組合規約の変更について

・飛騨市立増島保育園への給食供給を廃止する改正。

○飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

・条例第3条第2項の交付の方法に関する規定の詳細を、別に定める政務活動費の交付に関する規程で定めるところとすることに伴う改正。

◆指定管理者の指定

○飛騨市ロスト・ライン・パーク

・NPO法人 神岡・町づくりネットワークを指定する。(3年間)

○朝開町農産物直売施設

・地場産市場ひだ合同会社を指定する。(3年間)

○飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すばーふる

・株式会社飛騨ゆいを指定する。(3年間)

○飛騨市古川総合交流ターミナル施設

・株式会社飛騨ゆいを指定管理者に指定する。(3年間)

○飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキ

ヤンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター

・緑風観光株式会社を指定管理者に指定する。(3年間)

◆その他

○相互救済事業の委託について

・災害による市有財産の損害に対する相互救済事業の委託先を、全国自治協会から全国市有物件災害共済会へ変更するため。

○損害賠償の額の決定について

・飛騨市宮川町地内の市道林森安線の平和橋を走行していた普通自動車に、橋の上部に着雪した雪が落下し、同車両を損傷させたもの。賠償額522,320円

○広報広聴特別委員会設置に関する決議

・議会だよりの編集及び議会の広報・広聴に関する調査研究のため、委員7名による特別委員会を設置する。

◆委員会調査報告

○総務常任委員会

・中嶋総務常任委員長より、年間の調査活動について報告がありました。

○産業常任委員会

・洞口総務常任委員長より、年間の調査活動について報告がありました。

○広報広聴特別委員会

・野村広報広聴特別委員会委員長より、年間の活動について報告がありました。

○飛騨市元職員の履歴に関する事務手続きの調査特別委員会

・洞口調査特別委員会委員長より、調査報告がありました。

(調査特別委員会の調査報告書は12ページからの記事をご覧ください)